

「ねりコレ」事業実施要領

1 事業の目的

この要領は、一般社団法人練馬区産業振興公社（以下「公社」という。）が練馬区（以下「区」という。）の認知度やイメージを高めることができる商品を「ねりコレ」と認定し、ブランド化を推進し、当該商品を積極的に区内外へ販売促進や P R することで、区内産業の振興に寄与することを目的とする。

2 候補商品の募集

- (1) 「ねりコレ」候補商品の募集は、期間を定めて公募により行う。
- (2) 公募においては、自薦他薦を問わない。ただし、他薦商品については、当該商品の権利者（以下、「権利者」）を確認し、事業参加意向の確認を行う。

3 対象商品

以下の全ての条件を満たすものであること。

- (1) お土産品（和菓子、洋菓子、酒など）または飲食店メニュー（飲食店で提供される料理）であること。
- (2) 区内で販売を開始して 1 年以上経過していること。なお、区外でも商品が販売されている場合は、販売店の本店あるいは主な事業所が区内にあること。
- (3) 1 事業所（店舗）あたり 1 商品のみ応募とする。
- (4) 権利者が、当該商品について審査を受ける意向があること。また、審査用の商品の提供に同意すること。
- (5) 当該商品が「ねりコレ」として公表され、公社が「7 公表」で定める情報の公表及び、「9 認定商品の P R」で定める P R を行うことに同意していること。
- (6) 権利者が「11 事業負担金」で定める事業負担金の支払いについて同意していること。
- (7) 権利者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める業種を営む者でないこと。
- (8) 当該商品について、パッケージ等を含め、第三者の特許、商標その他権利を侵害しないことを権利者が保証できること。
- (9) 当該商品に第三者から権利の主張、苦情、訴訟等が生じた場合、権利者が自らの費用と責任においてこれを処理すること。
- (10) 事業の効果測定やイベント企画活用のための、当該商品に関する売上実績の報告に同意していること。

4 認定基準

以下の全ての基準を十分に満たすものであること。

- (1) 味、品質が優れているか
- (2) デザイン、パッケージ、製造方法、原料等に独自性があるか

- (3) コストパフォーマンスは妥当な商品であるか
- (4) 練馬区の認知度やイメージを高めることができるか

5 認定方法

- (1) お土産品（和菓子、洋菓子、酒など）については、公社が設置する外部専門家を含む認定審査会における審査を経て、公社が認定する。
- (2) 飲食店メニュー（飲食店で提供される料理）については、一般人気投票を経て、公社が認定する。

6 認定期間

発表日が属する年度の4月1日から翌年度末までとする。

7 公表

認定商品に係るつぎの情報は、公社のねりま観光センターホームページ、ねりま区報、その他公社が必要と認める媒体で公表を行うものとする。

- (1) 名称及び写真
- (2) 販売店舗名（または権利者名）及び所在地、電話番号、営業時間、定休日
- (3) 販売価格
- (4) 商品の特徴
- (5) その他、権利者が公表に同意した情報

8 ねりコレ店の呼称

「ねりコレ」認定商品の販売店舗または製造元等（権利者の営業する事業所等）は、「ねりコレ店」と称する。

9 認定商品のPR

認定商品のPRは、つぎの方法を基本とし、行うものとする。

- (1) マスコミ等へのプレスリリース及び情報提供
- (2) パンフレットの作成、配布
- (3) ねりま観光センターホームページへの掲載
- (4) イベント等への出展販売
- (5) その他、公社が認める効果的な方法

10 認定商品の観光案内所での販売

認定商品は、練馬区観光案内所（ねりま観光案内所および石神井観光案内所）において、販売する。ただし、販売商品はつぎの条件をすべて満たすものとする。

- (1) 練馬区観光案内所の店舗設備で販売可能な商品
- (2) 練馬区観光案内所の従業員が保有する資格で販売可能な商品
- (3) 練馬区観光案内所における仕入等販売条件について、合意可能な商品。

11 事業負担金

- (1) 事業の実施に当たっては、「ねりコレ店」に事業費用の一部の負担を求めるものとし、その額は認定期間あたり5千円とする。
- (2) 事業負担金の請求は、請求金額および払込期限その他必要事項を明示した書面により行う。
- (3) 払込期限までに事業負担金の入金がない場合は、督促を行うものとする。

12 認定の取り消し

次の各号に該当する場合は、商品の認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 事業負担金を負担しない場合
- (2) 申請に虚偽があった場合
- (3) 認定商品の販売を1年以上中止、または廃止した場合
- (4) 認定商品以外の商品を「ねりコレ」として取り扱った場合
- (5) その他、「ねりコレ」ブランドの価値を低下させる行為があった場合

13 委任

この要領に定めのない事項で、事業運営上必要な事項については会社がこれを定めることとする。

付則

この要領は、平成29年10月5日から施行する。

付則（令和3年6月1日3練産振観第138号）

この要領は、令和3年6月1日から施行する。